

プロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、北島町が実施する「北島町デジタル田園都市国家基本構想総合戦略策定支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、北島町デジタル田園都市国家基本構想総合戦略策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書及び参加者による審査会の場でのヒアリングに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、担当課において書類による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により（1）の審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。
- (4) 審査会の委員は、企画提案書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) （4）の評点を合計した総得点により順位を付し、審査結果を報告する。
なお、総得点と同点の場合は、審査会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

3 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおり。

4 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に郵送により書面で通知する。

北島町デジタル田園都市国家基本構想総合戦略策定支援業務 評価基準表

評価項目		評価の視点	配点		
企画提案	企画提案書	企画力	提案内容が企画力に富んだものになっているか。また創意工夫が見られるか。	20	
		適格性	目的を達成するための業務遂行へのアプローチは適格か。北島町の現況・地域の特性(町の機能・町民の満足度)を十分に理解できているか。	20	
		具体性	仕様書の業務内容を踏まえ、より詳細で具体的な内容を提案しているか。	20	
		表現力	理路整然とまとめられており、視覚的にもわかりやすく表現されているか。	15	
	業務の実施体制	戦略策定の支援体制	業務内容に見合った人材の配置がなされているか。	10	
			町の要請に対して柔軟かつ迅速に対応できる体制となっているか。	10	
	プレゼンテーション	取組姿勢	本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	15	
		信頼性	分かりやすく、説得力があるか。	10	
		実現性	知識・経験に裏付けられた、実現可能な提案であるか。	10	
		明快性	ヒアリングへの対応は明快かつ迅速であるか。	10	
	事業者	業務の受注実績及び遂行能力	業務実績	総合計画等関連業務など類似業務を受託した実績は十分か。	10
			財務状況の健全性	業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。	5
町との連携		北島町との連携に積極的に取り組む姿勢(連携協定の締結等)があるか。	10		
価格	見積金額	見積金額は適正に算定されているか。	15		
総合	提案全体	本業務の目的を十分に理解した提案となっているか。	20		
合計			200		